

大阪教区「子ども・若者ご縁づくり」推進委員会設置規則

(設 置)

第1条 キッズサンガの理念を基盤とした発展的施策を検討するとともに、子ども・若者を対象とした教化にかかる具体的方策を図るため、大阪教区「子ども・若者ご縁づくり」推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 子ども・若者ご縁づくりの展開にかかる推進方途の策定に関する事。
- 二 子ども・若者ご縁づくりにかかる調査、研究及び情報発信に関する事。
- 三 教区子ども・若者ご縁づくり連絡協議会の方向性の検討及び運営に関する事。
- 四 教区内の各組・各寺院の取り組み支援並びにサポーターの研修及び支援に関する事。
- 五 前各号のほか、必要な事。

(教区マネージャー)

第3条 教区に、「ご縁づくり」活動の推進に当るため、教区マネージャー若干人を置く。

- 2 教区マネージャーは、専門的知識を有する者のうちから、教務所長が委嘱する。
- 3 教区マネージャーの任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 教務所長は、教区マネージャーを委嘱したときは、速やかに総局に報告しなければならない。

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員若干人で組織する。

- 一 教務所長
 - 二 教区マネージャー
 - 三 教化団体関係者 若干人
 - 四 「御同朋の社会をめざす運動」教区委員会委員 若干人
 - 五 学識経験者 若干人
 - 六 その他、教務所長が必要と認める者
- 2 前項第3号から第6号までの委員は、教務所長が委嘱する。
 - 3 委員の任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、教務所長をもって充て、委員会を代表し、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長が委員のうちから指名し、委員長を助け、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(部 会)

第6条 委員会に、その所掌事項を分担処理するため、部会を置くことができる。

2 部会の設置及び組織などについては、委員長が委員会に諮って決める。

(招 集)

第7条 委員会は、教務所長が招集する。

(意見の聴取)

第8条 委員会及び部会は、必要に応じて、専門的知識を有する者、学識経験のある者その他の関係者を招致し、意見を聴取することができる。

(子ども・若者ご縁づくり推進委員会への報告)

第9条 委員長は、委員会が実施した事項について、子ども・若者ご縁づくり推進委員会へ報告するものとする。

(経 費)

第10条 委員会の運営に必要な経費は、教区会計をもって措置する。

(補 則)

第11条 この規則の施行に必要な事項は、教務所長が委員会に諮って決める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 教務所長は、前項の規定にかかわらず、あらかじめ必要な準備措置を講じることができるものとする。

組織教化団体計画書